

重要事項説明書

1. 訪問看護サービス重要事項説明書

事業者名	いずみの病院
事業者指定番号	3910117302号
所在地	高知市薊野北町2丁目10番53号
連絡先	電話:088-845-5703 FAX:088-826-5530 携帯:080-6373-9614
サービス提供地域	高知市(旧春野町、旧土佐山村、旧鏡村を除く)
提供サービス	訪問看護
職員体制	管理者1名・訪問看護師1名
営業時間	月曜日から金曜日:8:30~17:00 (土曜日の介入は相談に応じる) 日曜日、年末年始(12/30~1/3)は休み(状況に応じて変更あり)
サービス内容	病状観察、創処置、医療機器の管理、服薬管理、食事(栄養)の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助(入浴・清拭等)、リハビリテーション、介護相談・健康相談等
サービス利用料 利用者負担	介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、原則として利用料金の1割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。 ※サービス利用料は別紙参照

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の方の居宅サービス計画(ケアプラン)で定められた時間を基準とします。

※【交通費】

実施地域外の場合においてのみその境界から利用者宅までの往復の距離数を1km当たり20円で計算します。

2. 支払い方法及び支払い期日

毎月末締めで、ご請求致しますので、翌月15日迄にお支払い下さい。

外来受診日に合わせて総合受付にてお支払い下さい。

3. 相談・要望・苦情等の窓口

訪問看護サービスに関する相談、要望、苦情等については、訪問時又は下記の電話へお申し出下さい。

担当者:坂本 貴子	080-6373-9614	(相談、要望)	} [対応は営業時間内です]
担当者:猪野 力	088-826-5511	(苦情等)	

4. キャンセル

利用者の方の都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、前日迄に

080-6373-9614までご連絡下さい。

5. 事故発生時の対応

- ① サービスの提供により、利用者に対する事故が発生した場合、事業者はただちに利用者のご家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、関係市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② サービス提供者により、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、地震、災害等による場合を除き速やかに損害賠償の手続きを行います。
- ③ サービスの提供による利用者の事故が発生した場合には、関係者はその原因を解明し、再発防止に努める為職員会議などにより事故防止を徹底します。

6. あなたの主治医の連絡先は

病院 先生 電話() —

【説明確認欄】

年 月 日

訪問看護サービス契約の締結にあたり重要事項を説明しました。

事業所所在地 高知市薮野北町2丁目10番53号
 事業者名 いずみの病院
 管理者 松岡 和江 (印)
 説明者 (印)

訪問看護サービス契約の締結にあたり重要事項の説明を受け同意します。

利 用 者 氏 名 (印)
(代理人) 氏 名 (印)